

市川三郷町  
教育大綱  
(第4期)

令和8年3月

市川三郷町

# 目 次

1	はじめに	1
2	教育大綱の理念	2
3	基本目標	4
4	施策方針	5

## 1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項には、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと規定されています。

市川三郷町教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、本法律を根拠とし、本町の将来を見据え、望ましい教育施策について町長と教育委員会が共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、学校教育、生涯学習、学術及び文化に関する基本的な施策について記述したものです。

### 《大綱の位置づけ》

教育大綱は、「市川三郷町第3次総合計画」を基礎として、町長と教育委員が総合教育会議の場で協議を行ったうえで町長が策定したものです。

### 《大綱の計画期間》

教育大綱の計画期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とします。

### 《大綱の見直し》

教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、市川三郷町第3次総合計画との整合を図りながら、適宜、見直しを行います。

## 2 教育大綱の理念

### ひと・自然・伝統「つなぐ。つながる。」いちか『わ』みさと

本町の教育は、市川三郷町が誕生して以来、学校教育、生涯学習の分野において、様々な施策に取り組み、大きな成果を上げてきました。

一方で全国的な人口減少に伴う高齢者人口の割合の増加、児童生徒数の減少は本町においても例外ではなく、この傾向は今後も進むと見込まれると同時に、社会の不確実さは増し、私たちは予測困難な時代を生きているといえます。

しかし、このような状況であるからこそ、未来を担う人材の育成や、学びやスポーツをとおして、町民一人ひとりが豊かさや生きがいを感じることができ、町民が共につなげる施策を推進していくことが必要です。また、小中学校の適正配置の推進や公民館、図書館の新たな体制の構築づくりなど、本町の教育施策も大きな転換期を迎えています。

本教育大綱の理念とした【ひと・自然・伝統「つなぐ。つながる。」いちか『わ』みさと】には、本町の伝統文化や価値、町民の町への愛着や町民同士のつながりなど多くの要素が『わ』となって、町民一人ひとりの想いの共有や融合をとおして魅力ある町となる想いが込められています。

本教育大綱は、この理念を基とし、これまで培ってきた成果を活かしながら、新たな時代を拓いていくための施策の基本的な方針について記したものです。

まず、学校教育においては、個別最適な学習と協働的な学習を深化させていくとともに、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育んでいくための教育環境の整備を行い、質の高い学校教育の充実を図っていくことが重要です。

「ふるさとを知り、自らをみつめ、自らの生き方を考える学習」である『みさと学』をより一層推進し、ふるさと学習、キャリア教育をとおして、子ども

たちがふるさとに愛着を持ち、自らの生き方について深めていく学習を充実させていくこと、学校間の交流活動をより一層活性化し、地域の垣根を越えた児童生徒のつながりの輪を広げていくことが必要です。

これらの方向性を柱とし、子どもたちの自己実現に向けて、予測困難な時代をたくましく生きていくための土台づくりとなる教育を推進していきます。

次に、生涯学習の分野においては、全ての町民の学びや町民同士の交流、スポーツ等をとおして、その生涯にわたってあらゆる機会に学習や活動することができる施策が求められています。個人や団体の活動のつながりを広めていき、地域や町の活性化につながる施策が必要です。

学びの場、交流する場としての生涯学習センターや図書館、公民館、社会体育施設の果たす役割は非常に大きく、一層の活動の充実のための施策とともに、施設の整備が必要となります。

さらに、本町の自然、歴史や伝統文化について、資料収集、調査、研究を継続的に行い、学術的な成果や価値を基にした活用方策や後世へ継承していく取り組みを行うことと、本町の豊かな自然や歴史について関心を高めてもらう取り組みが必要です。

文化や芸術の振興についても、町民が、質の高い文化、芸術活動にふれる機会の提供や、様々な分野の活動に参加できる体制づくり、また、地域の資源や人材を活用していくことによる活動の推進や文化、芸術団体の活動をより活発にしていく必要があります。

第4期教育大綱の期間は、今後の市川三郷町の教育を未来に向けて希望あるものにするための重要な期間であり、大綱に基づく施策を実施し、町民一人ひとりが幸福で充実した人生を生きていくことに寄与していきます。

### 3 基本目標

- 基本目標 1 ふるさとへの誇りを持ち、確かな学力と生きる力を養うため、学校の教育環境が充実したまち
- 基本目標 2 すべての住民の学びの場や居場所となる図書館の実現と、生涯学習・スポーツが活発なまち
- 基本目標 3 地域資料や文化財の保護・活用、芸術活動推進による歴史や文化・芸術を後世につなぐまち

## 4 施策方針

教育大綱の理念である【ひと・自然・伝統「つなぐ。つながる。」いちか『わ』みさと】の実現を目指し、基本目標について、その取り組むべき施策の方針を掲げます。

### 基本目標 1

ふるさとへの誇りを持ち、確かな学力と生きる力を養うため、学校の教育環境が充実したまち

#### (1) 教育内容の充実

- ① みさと学を推進し、子どもたちがふるさとに対する愛着と誇りを持つとともに、自立して生きる基盤となる能力を身につけるための取り組みを行います。
- ② 子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな指導を推進していきます。
- ③ Society5.0<sup>注1</sup>を視野に入れたICT教育に取り組むとともに、情報モラルや情報リテラシーを育む教育を推進していきます。
- ④ 英語教育を含めた国際理解、多文化共生理解の教育を推進していきます。
- ⑤ 市川三郷町手話言語条例に基づき、手話に関する学習を継続して実施していくほか、一人ひとりに寄り添うと同時に皆が共に支え合うインクルーシブ教育<sup>注2</sup>を推進していきます。

注1 Society5.0: 日本が目指す未来社会の姿、AIやビッグデータ解析などの先進テクノロジーを活用し、これまでの社会の課題を解決することをめざすもの

注2 インクルーシブ教育: 障がいや国籍、性別などのさまざま違いや課題を超えて、子どもたちが同じ環境で共に学び合う教育

## (2) 教育環境の充実

- ① 質の高い学校教育の充実を目指し、小中学校の適正配置を進めていきます。
- ② ICT機器等デジタルデバイスの利用を促進し、GIGAスクール構想<sup>注3</sup>を推進していきます。
- ③ 町単講師等必要な職員を確保していきます。
- ④ 小学校と中学校間の連携を主に、幼保小連携と中高連携を推進していきます。
- ⑤ 安全な学校給食の提供と地産地消給食を推進していきます。
- ⑥ 地域学校協働活動の充実やコミュニティ・スクール導入の取り組みを進めて、学校・家庭・地域及び関係機関との連携と協働活動を推進していきます。

注3 GIGAスクール構想:学校のICT環境の整備を行う文部科学省の取り組み

## 基本目標2

すべての住民の学びの場や居場所となる図書館の実現と、生涯学習・スポーツが活発なまち

### (1) 生涯学習の機会の創出

- ① 生涯にわたり学び続けることができるよう、生涯学習の充実を図り継続的な学びにつながる取り組みを推進します。
- ② 地域住民が主体となった公民館活動や交流活動が円滑に行われるよう支援します。
- ③ 放課後こども教室や児童クラブ等の取り組みを通じて、子どもたちの安心・安全な居場所の確保と体験や学びの機会の充実を図ります。

## (2) 図書館の充実

- ① よりよいレファレンスサービス<sup>注4</sup>に向け取り組んでいきます。
- ② 図書・資料（特に地域資料）の積極的な収集と保存、活用に努め、町民の豊かな心を育むための読書活動を推進します。
- ③ 生涯学習の拠点となる図書館の利用促進を図ります。また、図書館を拠点として、生涯学習に関する造詣を深め、町民の生きがいをづくり、仲間づくりを推進します。
- ④ 三珠児童館・六郷出張所へ出張サービス「はことしょ」やリユース本の設置を行い、どこに住んでいても図書館サービスを受けられるよう取り組んでいきます。

注4 レファレンスサービス：司書が利用者の調査・研究や日々の疑問に、資料の提供や情報探しの手順を提案してサポートするサービス

## (3) 生涯学習センター等の活用

- ① 生涯学習センターや公民館を活用した事業の充実と交流活動を進めます。

## (4) 体力づくりの推進

- ① 町民が日常生活の中で楽しみながら健康づくりや交流ができるよう、スポーツを楽しめる教室の開催や大会の充実を図ります。
- ② スポーツを「する」ことに加え、観戦による感動を味わう「みる」、学校部活動の地域展開に貢献する「ささえる」など、誰もがどこからでもスポーツに関わる環境の整備を推進します。

## (5) スポーツ施設や公園の整備と充実

- ① 町民が安全・安心にスポーツ等に親しめる環境を確保するため、既存の体育館及びグラウンド等のスポーツ施設や市川公園等の都市公園の適切な維持管理を行うとともに、ニーズの変化に対応した整備・改修を推進します。

### 基本目標3

地域資料や文化財の保護・活用、芸術活動推進による歴史や文化・芸術を後世につなぐまち

#### (1) 文化財の保護・活用及び文化芸術活動の推進

- ① 文化財や歴史・文化資源について、適切な保存及び継承に努めるとともに、学習活動等への活用を通じて郷土理解の促進を図ります。
- ② 神楽等の無形文化財や和太鼓等の伝統芸能に親しむ機会の充実を図り、地域に根ざした芸術文化活動の振興を推進します。

#### (2) 地域資料の充実

- ① 口伝や記憶でしか残されていない本町を形成してきた先人達の功績を記録し、また、歴史及び地域資源の収集・保存を進め、多様な活用をしていくことを目指します。